

地方公営企業法の適用に関する研究会（第4回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成 26 年 1 月 21 日（火）14:00～17:00
- 場 所： 合同庁舎第 2 号館 地下 2 階第 1 会議室
- 出席者： 鈴木（豊）座長、遠藤委員、菊池委員、小西委員
小室委員、鈴木（勲）委員、古屋委員代理（古谷委員）
山崎委員
村中大臣官房審議官、米田公営企業課長
廣澤公営企業経営室長、大沢準公営企業室長
公営企業課北澤理事官 他

2 議題

- ① 法適用の意義
- ② 課題に対する対応
- ③ 法適用の必要性（簡易水道事業・下水道事業）
- ④ 小規模事業への対応

3 配布資料

- （資料 1） これまでの研究会等が出された主な意見
- （資料 2） 「法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム」
報告
- （資料 3） 新たな地方公会計基準の検討状況
- （資料 4） 研究会報告書（項目案）
- （委員提出資料） 効率的・経済的な法適化作業の提案

4 概要

(1) 事務局より資料1~4、遠藤委員より委員提出資料についてそれぞれ説明

(2) 出席者等からの主な意見

○ 法適用の意義・課題及び小規模事業の取扱い・配慮について

- ・ 意義ある法適化を実現することが法適用拡大における重要課題。各団体においては、法適化後の会計情報の活用には知恵とリソースを割いてほしい。そのためにも、法適化作業における課題については、外部委託を行うことが有効である。
- ・ いたずらに時間が経過すれば、経営を取り巻く環境はさらに悪くなる。期限を区切り、できるだけ早めに法適化を行うべきである。
- ・ 効率の悪い小規模自治体において、最初から独立採算性を求めるのは困難である。
- ・ 自治体に選択肢を持たせて任せてもらえば、きちんと取り組むのではないか。
- ・ 小規模で体制が整わないところは、やり方のところで工夫すべき。今年度以降、支援体制を整えて進めていただきたい。
- ・ 法適用を団体に委ねた場合、法適用しなくてもやっていけると考える団体もあるのではないか。
- ・ 法適用を進めるべきとの観点と、地方分権の観点を考慮すると、公営企業は原則として法適化するが、条例に規定した場合は、収支会計に拠ることも可能としてはどうか。経過措置として、水道事業の法適化の例のように年数で区切るか、半永久的にするのかは議論の余地があると思われる。
- ・ 法適用に関する財務報告の側面（意義）と繰出（経費負担区分）の側面（意義）とを分けて考えるべき。後者について議決にかからしめるのは分かるが、前者はどうか。
- ・ これまでの地方公会計の推進の取組における経験からも、都道府県単位での効率的な取組というのは、非常に意義があり、効果が高いものではないか。
- ・ 段階的適用を行い、時間が経過すれば、むしろ法適化における状況は厳しくなるのではないか。
- ・ 将来推計人口の推移（人口減少）等においても、小規模の方が待ったを許さない状況であることを認識しなければならない。
- ・ 資産台帳はマクロのアセットマネジメント、施設台帳はミクロにそれぞれ使うという切り分けをした方が効率的ではないか。導入

時にはある程度簡易なレベルで移行し、新しく取得した資産については、精緻な形で整理することで、施設の耐用年数が1サイクル終われば完全にしっかりした資産台帳となる。

- ・ 小規模団体の意見を踏まえると、「原則として法適化、条例により現金主義会計に拠ることも可能」とすることがよいのではないか。
- ・ 形だけの法適化・財務適用ではなく、情報公開とあわせて、資産の管理や更新計画の策定などに活用しないといけない。
- ・ 現実的なやり方を考える場合、段階的な適用が考えられる。その際の段階的適用基準として、委託がかなり進んでいる中では、職員数の多寡を基準にすることは適当ではないのではないか。
- ・ アセットマネジメントなど、更新計画をきちんと立て、その財源をどう措置するのかというところは、企業会計によるかどうかにかかわらず、待ってられない大きな課題であるが、企業会計の損益のようなものが情報としてなければ困難である。
- ・ 日常は収支ベース（預金通帳等での収支管理、借入金の残高管理）、決算時は発生ベース（年度末の決算時には発生主義に置き換えて帳簿を付ける）というのが、民間の中小企業でもなされているやり方であり、現実的な対応と考えられる。
- ・ 仮に法適用しない場合においても、資産台帳の作成、更新計画の策定等を義務付けることも考えられる。

○ 簡易水道事業・下水道事業について

- ・ 統合後の簡易水道がどのような類型がどの程度残るのか把握した上で、法適用について検討すべきではないか。
- ・ 下水道事業については、流域下水道事業は資産規模も大きいいため、それらの整理には少し時間がかかるのではないか。
- ・ 簡易水道事業の場合は、平成28年度の統合の話もあり、平成29年度予算からの法適化を前提に、平成26年頃から準備を始めるとの話をよく聞いているが、それらがまさに現実的な対応であると思われる。

○ 新たな地方公会計基準との関係について

- ・ 地方公会計との関係において、実態に合わせて、手戻りや負担はないようにしてほしい。
- ・ 新地方公会計は、法非適用の公営企業については、連結時のみ形だけ企業会計方式での組替を行うもの。法定の予算・決算に反映されず、議会の関与がない。作成は連結財務書類の作成部署が中心となるのではないか。
- ・ 地方公会計の制度で企業会計を導入する場合、法適用企業との比較ができず、財務諸表の精度も落ちる。また、適正な損益計算ができず、利益処分の内訳が分からないため、料金算定にも使いにくい。現時点の地方公会計の議論の中で、法非適用の公営企業会計への対応についての議論には至っておらず、そのままの形で公営企業会計に制度として法律的に適用するのは困難である。
- ・ 一般会計ですら地方公会計が動いているのであるから、経済性を求める公営企業会計は合わせて動くべき。
- ・ 新地方公会計の整備と法適用が同じ時期に行われることによる負担は、財政的な負担を除けば、担当部署が異なりそれほど大きくはないのではないか。
- ・ 法適化を先にして、人材育成を図り、その後、そこで育った人材が新地方公会計の整備に携わるという順序で全体的なスケジュール感を示したらどうか。
- ・ 新地方公会計は一般会計等の検討を優先してきた。負担を軽減するため、新地方公会計基準の検討において配慮が必要ではないか。
- ・ 将来法適化が見込まれる事業については、地方公会計においては簡易な方式による連結か、当面は連結財務書類を作成しないとすることも選択肢として考えられるのではないか。
- ・ 仮に法適用しない場合においても、損益ベースの情報はあった方がよいので、新地方公会計の基準でやっていくのもよいのではないか。

- 研究会報告書項目等について
 - ・ 調査チーム報告書は、様々な意見を踏まえたバランスのとれたものになっているのではないか。段階的適用などは現実的な対応を指向したものではないか。
 - ・ 研究会報告書項目について、委員意見を踏まえて総務省が検討できるように「6. 今後の法適化に関する「提言」としてはどうか。
 - ・ 「7. その他」の中で、円滑な法適化や人材育成など、前向きなアイデアを記述してはどうか。

- その他
 - ・ 法適化の前後で繰出金の考え方自体は変わらない。どのような繰出しの仕方（負担）をしていくかについては、各団体の判断による。
 - ・ 下水道の分流式に関するものは細かい算式がないことなどにより、繰出基準の捉え方に団体間で差がある。国に考え方を示してもらえると、団体で明確にする際の材料となる。